神 経 西 第 960 号 令 和 6 年 12 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

		17 42 700 62
市町村名		神戸市
(市町村コード)		(28100)
地域名 (地域内農業集落名)		神出地区
		(池田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年12月1日
協議の結果を取りる	たこのバン平月口	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、池田地区では、主に主食用水稲の耕作が行われている。後継者が不在である農地もあり、新たな農地の 受け手を確保する必要がある。

- ・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。また、 所有者が遠方のため農地の管理に関心も低く、耕作放棄地が増えてきているため、さらなる農地の集積・集約及 び新たな農地の受け手の確保が必要となっている。
- ・大半が兼業農家のため、田畑の管理や耕作ができる人は限られている。そのため、耕作出来なくなった農地は限られた人に管理の依頼が集中してしまっている。
- ・農地面積が小さく形もいびつなこともあり作業効率が悪い上に、現在の農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理が難しく、機械が壊れると農業を辞めざるを得ない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業の継続が困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、高収益野菜として個々でブロッコリーなどの生産を実験的に行いながら、営農組織の立ち上げの検討をはじめ、地区内外から新規就農者や農業法人を募っていく。

高収益作物として池田地区の特産品の開発を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		23.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.0 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い 農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	・営農組織の立ち上げを検討し、耕作できなくなった農地は段階的に営農組織に集約化していき農地の団地化や 面積の拡大を図りつつ、地区内外からの新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農を継続するエリアと営農の継続が難しいエリアとの棲み分けを行い、 段階的に集約化をすすめる。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	・農地の集約・大区画化を目指し、耕地整理といった基盤整備の検討をはじめる。				
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	・農業のやりがいの維持として、消費者と交流する場として直売所や朝市を企画する。				
	・現在の出荷先のネットワークを活用し、さらに出荷先を増やしていく。 - 豊業の担談と触ばができるとうな触ば会を関係する。				
	・農業の相談や勉強ができるような勉強会を開催する。 ・共同作業や地域および農業のルールの明確化、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有				
	できる仕組みを検討する。				
 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。				